資料 1

for Startups, Inc.

11月21日(月) 第3回 規制改革推進会議スタートアップ・ イノベーション・ワーキング・グループ

フォースタートアップス株式会社

要望目次



- 1. スタートアップビザ期間満了後の「経営・管理」ビザ初回申請時における事業所確保要件について、コワーキングスペース等を事業所所在地として認める特区事業の特例を、経産省事業・法務省事業でも認める制度整備を要望する。
- 2.「コワーキングスペース等」について、現行のコワーキングスペース・シェアオフィスに加えて、大学研究室・企業内施設を事業所所在地として認める旨の、ガイドラインの作成・改定を要望する。
- 3. スタートアップビザを取得した外国人に対し、当該スタートアップビザによる在留期間開始後3ヶ月以内に普通預金口座の開設を申し出た場合、当該在留資格の認定のため自治体が発行する起業準備活動証明書を提示することで、当該外国人の居住性を認定する運用を可能とする制度整備を要望する。
- 4.「資本金の額又は出資の総額」について、自治体の補助金等について内定を得ていること示す書類の提示を条件に、最大200万円分を出資金要件充足の猶予の対象とする制度整備を要望する。

要望案①



<要望内容>

スタートアップビザ期間満了後の「経営・管理」ビザ初回申請時における事業所確 保要件について、コワーキングスペース等を事業所所在地として認める特区事業の 特例を、経産省事業・法務省事業でも認める制度整備を要望する。

く要望背景>

- ✓ 「経営・管理」ビザの取得においては、事業経営のための事業所が国内に存在することが要件とされている。一方、コロナ禍を経てリモートワークが一般化した現在において、事業所要件は実態に即していない。
- ✓ 国家戦略特別区域においてはコワーキングスペースを事業所とみなす規制の特例 措置を設けているが、活用地方公共団体は福岡市、仙台市、京都府に限定。
- ✓ 他地域で起業を志す外国人の課題感は解消されていない他、今後外国人起業家の受け入れを促進しようと考える地方都市等が外国人起業家候補を呼び込む上で不利な立場におかれており、外国人起業家の受け入れ促進の観点から、実態に即した事業所要件への改定が必要と考える。

要望案②



3

<要望内容>

「コワーキングスペース等」について、現行のコワーキングスペース・シェアオフィスに加えて、大学研究室・企業内施設を事業所所在地として認める旨の、ガイドラインの作成・改定を要望する。

く要望背景>

- ✓ 共同研究の実施や、資本提供・機材提供等を大学や企業から受けることを検討する外国人起業家にとっては、大学研究室や企業内施設を事業所とすることが、起業成功率を上げる上で合理的である場合がある。
- ✓ 大学や企業との提携を軸とした競争力あるスタートアップの創出を促進する上で、スタートアップビザを活用した「経営・管理」ビザの取得を目指す外国人起業家においても、「自治体が指定した企業・大学」、或いは文部科学省が実施する「留学生就職促進プログラム」や「スーパーグローバル大学創成支援事業」の採択校に選出されていること等を条件に、大学研究室や企業内施設を事業所とすることを認めることが望ましいと考える。

要望案③



<要望内容>

所管省庁から、預金取扱金融機関に対して、スタートアップビザを取得した外国人に対し、 当該スタートアップビザによる在留期間開始後3ヶ月以内に普通預金口座の開設を申し出 た場合、通常求められる書類に加えて当該在留資格の認定のため自治体が発行する起 業準備活動証明書を提示することで、当該外国人の居住性を認定する運用を可能とする 制度整備を要望する。

く要望背景>

- ✓ 現在、スタートアップビザとして国家戦略特区の特例、経済産業省、法務省の各事業のいいて、6ヶ月~2年の起業準備活動のための在留期間が設定。
- ✓ 一方、本邦内事業所に勤務する者(被用者)又は6ヶ月以上の居住実績がある外国人 を居住者とする財務省告示に基づく金融庁指針により、起業準備活動を実施する上で 必要不可欠な本邦金融機関の居住者預金口座について、入国後すぐに開設すること が不可能となっている。
- ✓ 居住者預金口座は口座引き落としや海外送金に制限があり、居住者預金口座の開設 可否は、事業費用の支払いや資本金の受け入れ等、起業準備活動そのものに影響を 与える。
- ✓ そのため、スタートアップビザで入国した外国人起業家が、上陸後すぐに本邦金融機関 に居住者預金口座を開設できるような運用体制の整備は、政府が推進する外国人起 業家の受け入れ環境整備の中でも非常に重要な部分であると考える。

要望案4



<要望内容>

出入国管理法第七条第一項第二号の基準を定める省令、国家戦略特区法施行令、外国人起業活動促進事業に関する告示(経済産業省)に定める「資本金の額又は出資の総額」について、自治体の補助金等について内定を得ていること示す書類の提示を条件に、最大200万円分を出資金要件充足の猶予の対象とする制度整備を要望する。

<要望理由>

- ✓ スタートアップが自治体からの補助金の受領や金融機関等から資金調達を行うためには原則として法人登記が必要であるところ、外国人起業家が創業した事業について国内で法人登記を行うためには「経営・管理」ビザの取得が必要である。
- ✓ 一方、現行制度下では、「経営・管理」ビザの取得申請時に資本金として500万円を用意している必要があり、法人登記後の出資金受け取りが内定している等起業準備活動を経て資金調達の目処が立っている場合でも、ビザ申請時において500万円の資本金を用意できていなければビザの取得を受けられないという問題がある。
- ✓ 起業活動の成果として獲得する出資金を設立当初の資本金として組み込むことは、国内のスタートアップ設立に際して一般的に行われているところ、外国人起業家が「経営・管理」ビザの初回申請を行う際の資本金500万円要件については、最大200万円分を出資金予約で足ることとできるよう、起業の実態を反映した制度としてほしい。

要望案④(参考資料1/2)



<資本金要件緩和の定量的インパクトに係る試算>

スタートアップビザ 問い合わせ件数*1 (推定値)

スタートアップビザ認定件数*2

不認定件数

約3,000件以上

- 約300件以上

=

約2,700件以上

不認定件数

資本金要件により不認定と なった案件の割合*3

資本金要件により不認定

となった件数

約2,700件以上

×

約30%

:

約800件以上



資本金要件の緩和により、認定となる可能性がある部分

- *1 令和3年度/国家戦略特区に基づくスタートアップビザの件数(*2)と、問い合わせ件数に対する認定件数の割合(弊社から自治体へ実施したアンケート)より推定
- *2 国家戦略特区に基づくスタートアップビザの件数(令和3年度国家戦略特別区域の評価について (内閣府 国家戦略特区HP))
- *3 弊社から自治体へ実施したアンケートより集計

要望案4(参考資料2/2)



<インキュベーション施設特例>

取り扱い要件の抜粋(*1)

- ✓ 地方公共団体が実施する起業支援対象者として認定され、地方公共団体が所有又は 指定するインキュベーション施設に入居すること。
- ✓ 地方公共団体が事業所に係る経費(申請人の占有スペースの賃料のほか、共有スペースの利用料も含む。)を申請人に代わり負担していると認められること。
- ✓ 地方公共団体が申請人に代わり負担していると認められる金額(事業に係る経費のほか、起業支援に係る経費を含む。)を最大で年間200万円まで考慮し、申請人が投下している金額と合わせて500万円以上となること。



本件資本金要件の緩和は、上記特例に類似する要件でありつつ、自治体の運用に新たな選択肢を提示するものと理解。

*1 平成30年1月法務省入国管理局「地方公共団体が起業支援を行う場合における在留資格「経営・管理」の取扱いについて」

for Startups, Inc.

すべては、スタートアップのために。